

甲南女子大学

平成 20 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 21 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

甲南女子大学

認証評価結果

【判定】

評価の結果、甲南女子大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

総評

建学の精神、校訓、教育方針を体系化した上で、それらの内容が理解されるべく、学内外に対する発信媒体の効果的利用を工夫して、日々改善のための努力がされている。教育研究組織は、大学の使命・目的を達成すべく、人文、社会、自然の枠組を適切に配置し、バランスの良い教育体制を敷き、人間形成の過程を支えるようになっている。

教育目的が建学の精神や大学の使命に基づいて、教育課程や教育方法などに十分に反映されるべく観点別に整理されており、また、独自の知見に基づき、教育課程を体系的に整備していることなど、努力がなされている。

大学全体として、「まことの人間をつくる」という建学の精神、「清く、正しく、優しく、強く」という校訓、「全人教育・個性尊重・自学創造」という開学以来の教育方針、加えて「品格と国際性を備え、社会に貢献する高い志を持つ女性の育成」という現代社会の要請に応えた大学の使命を掲げ、明瞭なアドミッションポリシーを柱にして、学習支援体制、学生サービス体制、就職・進学支援体制を適切に整備している。大学設置基準以上の教員が確保され、適切に配置されている。優れた教員の確保及び質的向上施策の実施は、優れた教育研究環境の維持向上において重要であることを認識し、そのために継続的に努力されている。

「組織運営の活性化プラン」などの基本的指針を策定し、それに基づいた職員の採用計画、その後の適切な職員配置などを通じて組織の活性化を図り、職員が高いモチベーションを持続できる制度づくりを進めている。理事会、評議員会が寄附行為に基づいて適切に開催され、大学の目的を達成するために機能している。日常的な大学運営上の課題については、主要な理事で構成されている「理事小委員会」が機能しており、意思決定の適時性が保たれている。

収支のバランスのとれた健全な予算を編成し、かつ、一定水準以上の帰属収支差額比率を維持し、教育研究の維持向上及び施設設備の充実に努めている。そのため、一定数以上の学生数の確保と多様な収益源の確保に意を注ぎつつ、大学の財政基盤の充実に努めている。加えて、大学の校地、校舎が基準面積を上回り、教育活動に必要なキャンパスが適切に整備されている。

甲南女子大学

地域社会との有機的連携を図るために、大学の規模、立地、特質を考慮しつつ、適切な社会連携活動の実践に日々努力している。組織運営上必要な倫理基準を設けるべく、組織倫理関係規程を定め、大学が社会的責務を負っていることを良く自覚して、組織運営がなされている。

総じて、学生支援など優れた内容が指摘でき、改善すべき点は見当たらなかった。今後、大学を取巻く環境が目紛しく変化し、同時に大学も内部変革を経て、そのレーゾンデートルの今日的理解に直面している状況で、更なる発展に向けて目的に沿って目標を定め、組織的努力が実を結ぶべく継続されるよう期待したい。

基準ごとの評価

基準 1 . 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神、校訓、教育方針を体系化した上で、それらの内容が理解されるべく、学内外に対する発信媒体の効果的利用を工夫して、日々改善のために努力されている。また、その過程で、大学の使命を新たに定め、総合学園における大学の役割に言及し、その責任の一端を担うことを学生に求め、大学の役割を時代の要請との関係から変化し得るものとして位置づけした上で、見直しの可能性を組織的に定めている。

具体的には、大学の使命を含めた教育理念が社会へのメッセージとしてより良く伝わるように再編成を行い、「大学教育活性化プロジェクト」に代表される平成 19(2007)年度以降の学内での取組みや、その発展型として「中期ビジョン」を立案し、より具体的な計画として着々と改善に取り組んでいる。その中には、建学の精神や大学の使命の学内外の周知を大学全体の広報活動としてステークホルダーに浸透させるべく、学内の建物、学生の携帯品、学位授与式次第などさまざまな形で示され、学生のみならず広く保護者などにも配慮している。また、大学案内、学生要覧、学生手帳、ホームページなどを通じて広く浸透すべく努力が見られるので、今後は、目的に沿って目標の明確化を行い、更なる教育活動の発展が期待できる。

基準 2 . 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育研究組織は 3 学部 10 学科、1 研究科 3 専攻で構成されている。また、付属組織として 4 つのセンターを設け、全学共通教育やキャリア教育を支援する役割を担っている。

特に「資格サポートセンター」では、学生の学習から就職までのサポートを行っている。大学全体として、使命・目的を達成すべく、人文、社会、自然の枠組みを適切に配置し、学部、学科の改革・改善により、バランスの良い教育体制を実現できるよう継続的に努力している。

教養教育は教務委員会の責任体制のもとで、「教養教育部会」を設け、人間形成のための教養教育について具体的に再検討を行っている。このように教養教育の検証、改善などを全学的に取り組む体制が整えられており、学部、学科間の調整も継続的に行われている。

教育研究に関わる意思決定については、組織的な取り組みとして、さまざまな媒体を利用して、学習者の要求を吸上げるために努力されている。また、「部局長会議」「部課長会議」などが連携を図り、学習者の要望が教育方針の見直しや意思決定過程での改善施策の検討に反映されるべく考慮されている。

基準 3 . 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神や大学の使命・目的に基づいて、教育目的が教育課程や教育方法などに十分に反映されるべく観点別に整理されており、各学科、専攻などの教育目的・目標が定められ、カリキュラムや教育方法に反映されている。また、独自の知見に基づき、全学共通科目の中に基礎科目、展開科目の区分を置くとともに、発見科目（「科学の方法」「現実を見る」）、メディア科目（外国語科目、情報科目）を位置づけ、教育課程を体系的に整備している。

複数回にわたって行われたカリキュラム改訂について、各学科、専攻での検討だけでなく、「FD・SD 委員会」や全学組織を通して大学全体の取り組みとしてカリキュラムの見直しを検討している。

年間学事予定、授業期間は明示され、履修登録単位の上限、編入学時の認定単位の上限、卒業・修了要件については、GPA(Grade Point Average)などにより適切に設定され、適用されている。また、教育・学習結果の評価は適切な基準が設けられ、成績評価の公平性を確保している。

基準 4 . 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

大学のアドミッションポリシーは「甲南女子大学が求める学生」として明文化され、大学案内やホームページなどを通して広く発信している。明確なアドミッションポリシーを

もとに、適切な学習支援体制、学生サービス体制、就職・進学支援体制が整備されている。また、アドミッションポリシーに沿った多様な入試区分が設けられており、その趣旨が明示されている。これは入学者募集などにも活用され、入学者の選抜や入学者数も適切に管理されている。

学生への学習支援及びサービスの体制は、学生の要望をアンケート調査などで汲上げ、学生のニーズに合わせて、「コモンルーム」「自立支援室」の設置や中途退学者へのメンタルケアなど、各センターを中心に工夫しながら精神的・物理的なさまざまな支援を行っている。奨学金制度、学費減免制度、学生寮など、海外からの留学生にも配慮して、学生に対する経済的支援体制が整備され、適切に運営されている。また、日々変化する学習者からの要請に応じる形で、平成 20(2008)年度に全学科でアドバイザー制度が導入され、機能し始めている。

就職・進学支援などの体制は、「キャリアデザイン A~D」という科目を正課とし、低学年次から体系的にキャリア教育ができるよう整備している。また、将来のキャリアを考えた資格取得の支援のために「資格サポートセンター」を設置し、学生の将来を見据えた就職・進学支援に意欲的である。

【優れた点】

- ・大学の使命の実践としての「社会化教育」と「社会貢献学習」による学習・生活指導、資格取得のための「資格サポートセンター」及び国際性涵養のための「国際交流室」の設置など、学生のニーズに合わせた学習支援体制を整備し、実績を上げていることは高く評価できる。
- ・「コモンルーム」が、教員、職員、学生の三者の出会いの場となり、学習、社会貢献活動や大学の各種情報などが共有でき、また後輩に対しては大学の伝統と文化を引継ぎ、育む場になっていることは高く評価できる。

基準 5 . 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

大学設置基準を上回る教員が確保され、各学部、学科に配置しており、年齢構成なども含め、教育課程に配慮し、適切に対応されている。また、明確な教員の採用・昇任の方針が示されており、関係する規程によって適切に運用されている。優れた教員の確保及び質的向上施策の実施は、優れた教育研究環境の維持向上において重要であることを認識し、日々努力している。

教員の授業担当時間は適切に配当され、偏りがないよう配慮されている。教員の教育研究活動を支援できるよう「学術研究及び教育振興奨励基金」の制度を設け、積極的に取り組んでいるが、今後、TA(Teaching Assistant)の更なる活用が期待される。

FD(Faculty Development)活動として、「FD・SD 委員会」が設置され、「授業評価アン

ケート」の実施や「授業中の私語対策」など具体的に発展させながら運営している。これまでのFDを強化させるために「中期ビジョン」の中では「全学FD会議(仮称)」を設置し、FDの強化に努め、教育・研究のバランスと活性化を図るという意欲的な取組みが期待できる。

基準6．職員

【判定】

基準6を満たしている。

【判定理由】

「組織運営の活性化プラン」など基本的指針を策定し、それに基づいた職員の採用計画、その後の適切な職員配置などを通じて組織の活性化を図り、職員が高いモチベーションを維持できる制度づくりを進めている。組織運営上必要な職員は確保され、業務内容や職種によっては派遣職員や委託職員を活用し、合理的かつ効率的な職員配置を実現している。採用・昇任・異動は、規程に基づき適切に運用されている。

職員の資質向上のための取組みとして、それぞれの職階に必要な職務内容やスキルについての研修が、初任者・監督職・管理職別実施されている。また、SD(Staff Development)とFD(Faculty Development)との協働で必要な措置などもとられている。

教員の教育研究活動への支援については、「学術研究及び教育振興奨励基金」制度が設けられ、学術研究活動の奨励と教育の振興を促進するための助成活動を、総務課を担当窓口として推進する体制が構築されている。継続して毎年一定の助成が実施され、教員の研究と教育力向上支援に成果を上げている。

更には、平成20(2008)年度から「学術研究支援室」を学務機構のもとに設置し、外部研究資金獲得のために研究者に対する情報提供や申請書作成を支援する体制を整備した。これは、教員の教育研究活動に対する事務支援体制をより拡充させたものであり、競争的資金獲得による財務の安定化にも寄与するものである。

基準7．管理運営

【判定】

基準7を満たしている。

【判定理由】

理事会、評議員会が寄附行為に基づいて適切に開催されている。大学の学部・学科の設置、学科改編の計画などの重要事項を「理事小委員会」などにおいて十分に審議した上で、理事会で決定するなど、大学の目的を達成するために、意思決定の適時性が保たれている。

また、管理部門と教学部門との連携について、学部の設置などの管理運営に関わることについては理事会が責任を持ち、カリキュラムなど教学に関わることについては「大学評議会」「学部教授会」が十分に審議し、両部門の連携が保てるように適切に運営している。

甲南女子大学

更に、過去に複数回にわたり、自己点検・評価を行い、その報告書を、学内外に公表するとともに、自己点検・評価の結果を、「コモンルーム」の設置、カリキュラムの改善や食堂の改善などとして大学運営に反映され、日々の適切な組織運営を生かすためのPDCAサイクルの構築に努めている。

「大学教育活性化プロジェクト」を発展させた「中期ビジョン」の策定は、大学改革・改善のための将来構想への今後の取組みとして期待できる。

基準 8 . 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大学は、必要経費の確保、収支のバランスがとれた健全な予算の編成、かつ、一定水準以上の帰属収支差額比率の維持など、教育研究の維持向上及び施設設備の充実に努めている。そのため、一定数以上の学生数の確保と多様な収益源の確保に意を注ぎつつ、大学の財政基盤の充実に努めている。大学の長期計画に基づいて積立てられていた資金で新学部設置に必要な経費が賄われている。

予算の執行に当たっては、会計処理をシステム化し、企業会計原則なども参考に月次の収支計算書を作成して適正な処理を行っている。会計監査は、会計帳簿の確認を行うほか、適宜に会計伝票と証憑書類の確認も行いながら適正に実施している。

財務情報の公開については、学園広報誌「甲南女子学園報」、大学のホームページで、概要説明を付して「資金収支計算書」「消費収支計算書」「財産目録」などを公開している。

外部資金の導入についても、その重要性を認識し、寄附金、収益事業の収益、資産運用収入の確保とともに、科学研究費補助金をはじめとする各種競争的資金や民間企業などの研究補助金の獲得に向けて、新たな仕組みを構想し積極的に取り組んでいる。

基準 9 . 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地、校舎は基準面積を上回り、講義室、演習室、実験実習室、体育館、学生食堂も学生の授業、自習、課外活動の場として十分な配慮のもとに整備し、活用されている。学内には常緑樹をはじめ多くの樹木が植栽され、また IT 環境の整備も進んでおり、大学全体として教育活動に必要なキャンパスを適切に整備している。

図書館では、少人数のゼミ単位で、全入学生に対するライブラリーツアーを実施し、図書館の紹介や貴重図書の展示など、利用者を更に増加させるために努力している。

各学科にある「コモンルーム」は特色のある施設であり、パソコンやテレビなどが設置

され、学生、教員、職員、他学科の学生も自由に利用でき、学内交流の場として有効に機能している。

キャンパスの安全については、24 時間体制の警備員の配置と防犯カメラによる監視体制を敷き、その安全管理体制は整備されている。建物については、耐震診断に基づいて順次耐震補強工事を終え、安全性は確保されている。

基準 10 . 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

地域社会との有機的連携を図る体制を整え、大学の規模、立地、特質を考慮しつつ、適切な社会連携活動の実践に日々努力している。大学の施設は、講堂、学生会館、体育館のほか教室や会議室など、「施設学外貸与規程」に基づき広く開放している。また、大学主催の公開講座をはじめ、兵庫県との連携講座にも参加するなど積極的に大学の人的資源を社会に提供している。

関連する学校法人や病院との連携事業も年々拡大し、また 40 社以上の企業の協力を得て学生の就業体験を実施していることは、大学が企業などと適切な関係にあることの証でもある。更には「看護リハビリテーション学部」や「総合子ども学科」の開設による職業的な専門教育の充実が、企業や他大学、地域社会との連携・協力関係を更に深めつつある。

基準 11 . 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

組織運営上必要な倫理基準を設けるため、組織倫理関係の各種規程を定め、大学が社会的責務を負っていることを良く自覚した組織運営がなされている。諸規程がイントラネット上で常時閲覧できるなど、組織管理の健全性が確保されている。教職員に対して、ハラスメントや個人情報の取扱いに関する説明会を定期的を実施していることは、形式的な規程制定にとどまらず、周知徹底を図る意味でも望ましい取組みである。

危機管理体制の整備については、「防災管理規程」を制定し、かつ責任者と連絡網を明確にした「危機管理マニュアル」を定めて運用体制を整備している。また、日常の保安面においても警備員を配置するなど十分に配慮している。

大学の教育研究成果は、刊行物として出版するとともに大学ホームページにおいても公開し、それぞれのステークホルダーに対して積極的に広報活動を行っている。